

第3回審議会要旨録

令和7年度第3回特別職報酬等審議会議事要旨録

開催日時 令和7年10月22日（水） 13：30～
開催場所 小林市役所 2階 第1会議室
出席委員 10人
事務局・説明者 総務部長、総務課長、財政課長、議会事務局長、議会事務局主幹、総務課主幹

○ 開会

○ 会議の成立確認

全委員（10人）出席により成立

○ 審議

- ・ 第1回及び第2回審議会審議内容並びに説明内容確認
- ・ 主な質問・意見

◎市長、副市長及び教育長の給料にかかる引上げ率について

◆（引上げ率を一律とするか否かについて）一律とすることで全委員了
意見 市長は、市民の信託を受けている点で副市長及び教育長と異なるにもかか
わらず、一律の引上げ率でよいのかという思いがある。

意見 市長のみ引上げ率を高くすることは、むしろ市民の受ける印象が好ましく
ないように感じる。

質問 一律の引上げ率とするかについては、自治体の判断で差し支えないのか。

回答 自治体の判断による。本市の過年度の改定状況においても一律の改定率と
した年度もあればそうでない年度もある。なお、現在の市長、副市長及び教
育長の給料月額にも差額があるため、今回一律の引上げ率とした場合、この
差額は大きくなる。

第3回審議会要旨録

◆（具体的な引上げ率について）8%とすることで全委員了

質問 事務局案はあるのか。

回答 第2回審議会において、委員から6%の引上げ率という具体的な意見はあったところ。

質問 引上げ率ごとの引き上げ後額はいくらか。

回答 第1回審議会資料を提示し説明

6%引上げの場合の月額給料は、市長 835,000円（47,000円の増）、副市長 667,000円（38,000円の増）、教育長 601,000円（34,000円の増）である。

意見 6%が妥当ではないか。

意見 一般職の職員の給与改定の状況は、平成18年度から令和6年度までの改定率の累計は6.59%であることから、6%が妥当ではないか。

意見 生活者としてであれば、平成18年から令和6年の消費者物価指数の伸びを考慮し14%程度が望ましいと考えるが、平成18年度から令和6年度までの職員給与改定率の累計をもとに7%が妥当と感じる。

意見 引上げ率を7%～8%に設定したとしても、類似団体と比較すると給料月額はなお低い状況だ。

意見 物価上昇を参考にすべきと考えるが、一方で市民感情も考える必要がある。無期雇用ではなく、任期・リスクがあることも考慮すると8%が妥当と考える。

意見 8%が妥当と考える。職責を考慮すれば、市民の理解も得られる。

意見 財政の健全性が保たれているのであれば、8%で差し支えないと考える。

意見 今後も物価上昇は継続すると考えられ、8%が妥当と考える。

意見 8%に同意する。改定が長期的に実施されない可能性も考慮した。

第3回審議会要旨録

◎議長、副議長及び議員の報酬にかかる引上げ率について

26%とすることで全委員了

意見 近年、議長の役割の重要性の高まりを感じている。市長、副市長及び教育長以上の引上げ率として差し支えないのではないか。また、議員については若手人材確保のためにも、報酬的な魅力も重要と考える。

質問 議員と議長の報酬額の差は、他団体と比較するとどのような状況か。

回答 役職加算については、議長にかかるものが全国 1.23%、県内 1.20%、副議長にかかるものが全国 1.08%、県内 1.06%である。いずれも他自治体と比較においては本市が若干低い状況にある。

質問 議長、副議長及び議員にかかる報酬資料について、説明してほしい。

回答 今回配布資料を提示し説明

改定額については、次の扱い手にかかる環境整備という点からもお考えいただきたい。

意見 市長等の引上げ率は8%で意見が一致したことを考慮すると、「活動料調査による原価方式の算定」をもとに議員の報酬月額は380,000円が妥当ではないか。

意見 「活動料調査による原価方式の算定」を用い、市長の給料引上げ率8%を適用し議員報酬月額は380,000円が妥当と考える。

意見 全国市議会議長会が設定した「市議会議員の報酬基準額」は、部長級に相当する額とされていることから、本市の部長級の給料月額の平均により算出した22%引上げがよいのではないか。

意見 20%～22%引上げが妥当と考える。

意見 市民アンケート・なり手対策等と踏まえた上限額として提示されている議員報酬月額425,000円であれば十分だが、市民の理解が得難い可能性もある。

第3回審議会要旨録

質問 財政上可能であるのであれば、議員報酬月額 425,000 円も考えられるが、現実的なのか。今後、議員になった方が窮屈な思いをすることにならないか。

回答 議員報酬月額 375,000 円とした場合、改選後の議員定数 16 人に要する議会費は、現在の議員定数 19 人に要する議会費の範囲内であるが、議員報酬月額 425,000 円とした場合、これを上回ることとなる。

意見 議員定数が減となれば、一人あたりの活動量は増えることから、議員のなり手がいなくなるのではないかという懸念がある。

意見 議員報酬月額の増は議会費の増につながることから、市民感情が気にかかる。

意見 全国市議会議長会が設定した「市議会議員の報酬基準額」は昭和 44 年のものであり、前提が古いように感じる。昨今の経済上昇を考えるとなり手がなくなるのではないか。

意見 市民感情や全国市議会議長会が設定した「市議会議員の報酬基準額」の根拠としての古さを考慮すると、宮崎県内 8 市の議員報酬月額平均額 395,000 円はどうか。

意見 若い方が議員のなり手となることを考えられるような額が望ましい。

意見 現在の報酬月額では、国民健康保険や国民年金など社会保険料の納付後に手元に残るのは 220,000 円～230,000 円ほどではないか。

意見 議員は、毎日活動するわけではないが独自の考え方で改定率を決め、見合う活動を求めればよい。

意見 議会の無い時期にあっても、議員活動を活発に行ってもらいたい。

第3回審議会要旨録

◎改定時期について

以下のとおりとすることで全委員了

市長、副市長及び教育長 次期市長任期開始日（令和8年4月23日）

議長、副議長及び議員 次期市議会議員任期開始日（令和9年5月1日）

会長 改定時期について、説明を求める。

説明 市議会に条例改正を提案し、改定となる。市長、副市長及び教育長の給料月額については、令和8年1月から改定、令和8年4月から改定、次期市長任期開始日の改定の3案が事務局案である。

意見 次期市長任期開始日 令和8年4月23日でよいのではないか。

説明 議長、副議長及び議員については、次期市議会議員選挙が令和9年4月に予定されていることから、周知の期間を確保したうえで、次期任期開始の令和9年5月改定とするものが事務局案である。

◎その他

会長 これまでの審議会で報酬等は数年に一度審議されるべきとの意見があった。附帯意見として「少なくとも4年に一度審議することが望ましい」と追記してはどうか。

全委員 了

意見 答申時、改定により歳出は増加するが市民サービスの低下につながることのないよう、また、市民のためにより一層活動されたい旨を会長から言及してほしい。

○その他

次回日程 令和7年11月7日（金） 13:30～

開催場所 小林市役所 2階 第1会議室

○閉会

（15:10 審議会終了）